

総務省行政相談センター

まぐみみ広島

平成30年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省中国四国管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：8：30～17：15（土日を含む）

フリーダイヤル 0120-603-110

※ 一部のIP電話等は利用できない場合があります。また、中国地方5県以外の地域からの利用はできません。

これらの場合、常設の行政相談専用ダイヤル082-222-1100（要通話料）をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館13階
まぐみみ広島（中国四国管区行政評価局）

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

082-228-4955



（注）ガイドブックの情報は、平成30年8月1日時点の情報で作成しています。

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

総務省 中国四国管区行政評価局

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎

電話：082-222-1100

FAX：082-228-4955

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当局ホームページに掲載してまいります。<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

災害救助法適用市町：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
生活再建支援法適用：広島県

【特定非常災害の指定】

平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

〔平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。〕

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html



目 次



住まいのこと

- 1 被災者のための住宅提供 (P. 4)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 3 民有地内の堆積土砂等の撤去 (P. 6)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 9)
- 5 人家裏等の荒廃林地の復旧 (P. 9)



お金のこと

- 14 被災者生活再建支援金の支給 (P. 18)
- 15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 19)
- 16 日本財団の弔慰金 (P. 19)
- 17 災害援護資金の貸付 (P. 20)
- 18 生活福祉資金の貸付 (P. 20)
- 19 住宅の建設、補修等の融資 (P. 21)
- 20 住宅ローンの返済 (P. 21)
- 21 雇用保険に関する特別措置 (P. 21)
- 22 労災保険給付 (P. 22)
- 23 損害保険 (P. 23)
- 24 生命保険の契約内容 (P. 23)
- 25 金融庁相談ダイヤル (P. 24)
- 26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 24)



そのほかの情報

- 34 行方不明者相談ダイヤル (P. 30)
- 35 消費生活相談窓口 (P. 30)
- 36 法律相談等の窓口 (P. 31)
- 37 外国人の方への情報提供 (P. 32)
- 38 広島県社会保険労務士会の相談窓口 (P. 32)
- 39 発達障害のある方への支援 (P. 33)
- 40 災害ボランティア (P. 33)
- 41 ペット動物に関する相談窓口 (P. 33)
- 42 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 34)



役所の手続きのこと

- 6 被災証明書の発行 (P. 10)
- 7 税に関すること (P. 11)
- 8 年金に関すること (P. 13)
- 9 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 14)
- 10 運転免許証の再交付 (P. 14)
- 11 自動車の廃車手続き等 (P. 15)
- 12 車検証の有効期限の伸延 (P. 16)
- 13 公共料金の減免措置 (P. 17)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診 (P. 25)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 26)



事業者の方へ

- 29 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 27)
- 30 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合 (P. 28)
- 31 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度 (P. 28)
- 32 雇用調整助成金の特例 (P. 29)
- 33 農林漁業関係の復興支援 (P. 29)



住まいのこと

1 被災者のための住宅提供

【公営住宅の支援】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	担当部署	連絡先
広島市	都市整備局住宅政策課	082-504-2292
呉市	住宅政策課	0823-25-3391
竹原市	都市整備課	0846-22-7749
三原市	住宅対策課	0848-67-6120
尾道市	建築課	0848-38-9247
福山市	住宅課	084-928-1101
府中市	整備保全課	0847-43-7236
三次市	財産管理課	0824-62-6161
庄原市	都市整備課	0824-73-1172
東広島市	住宅課	082-420-0946
江田島市	都市整備課	0823-43-1647
府中町	建築課	082-286-3174
海田町	都市整備課	082-823-9634
熊野町	開発指導課	082-820-5638
坂町	産業建設課	082-820-1512

【民間賃貸住宅の無償提供】

- ◆ り災証明書により住宅が半壊などの被害を受け、居住が困難な方を対象に、広島県（広島市分は広島市）が民間賃貸住宅を借り上げ、市町を通じて、応急仮設住宅として無償（家賃、敷金等）提供します。提供期間は6か月で光熱水費、駐車場代等は自己負担となります。
- ◆ また、既にご自分で民間賃貸住宅を探して入居されている方も対象となる場合があります。詳細は、次のページの窓口にお問い合わせください。



市町	担当部署	連絡先
広島市	住宅政策課	082-504-2293
呉市	住宅政策課	0823-25-3830
三原市	住宅対策課	0848-67-6120
尾道市	建築課	0848-38-9247
福山市	住宅課	084-928-1101
東広島市	住宅課	082-420-0946
江田島市	都市整備課	0823-43-1647
府中町	建築課	082-286-3174
海田町	都市整備課	082-823-9634
熊野町	開発指導課	082-820-5638
坂町	企画財政課	082-820-1520

- ◆ 今回の豪雨災害の被災者への公営住宅等の提供は、被災地以外の地域（札幌市、東京都、神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市等）でも行われています。詳しくは、各地方公共団体のホームページ等でご確認ください。

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）
- ◆ 詳細は次のページの窓口にお問い合わせください。



住まいのこと

市町	担当部署	連絡先	市町	担当部署	連絡先
広島市	中区建築課	082-504-2579	広島市	安佐南区建築課	082-831-4952
	東区建築課	082-568-7745		安佐北区建築課	082-819-3938
	南区建築課	082-250-8960		安芸区建築課	082-821-4929
	西区建築課	082-532-0950		佐伯区建築課	082-943-9745
呉市	建築指導課	0823-25-5719	東広島市	建築指導課	082-420-0956
竹原市	都市整備課	0846-22-7749	江田島市	都市整備課	0823-43-1647
三原市	住宅対策課	0848-67-6120	府中町	建築課	082-286-3174
尾道市	建築課	0848-38-9347	海田町	都市整備課	082-823-9634
福山市	福祉総務課	084-928-1216	熊野町	開発指導課	082-820-5638
府中市	まちづくり課	0847-43-7156	坂町	産業建設課	082-820-1512

3 民有地内の堆積土砂等の撤去

<広島市>

土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、民有地内の土砂等であっても市で撤去します。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

窓口課・所管課	連絡先	窓口課・所管課	連絡先
下水道局河川防災課	082-504-2411	西区役所維持管理課	082-831-4957
経済観光局農林整備課	082-504-2752	安佐南区役所維持管理課	082-532-0947
中区役所維持管理課	082-504-2581	安佐北区役所維持管理課	082-819-3941
東区役所維持管理課	082-568-7747	安芸区役所維持管理課	082-821-4933
南区役所維持管理課	082-250-8962	佐伯区役所維持管理課	082-943-9737



<東広島市>

土石流や河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等が堆積している宅地については、早期に生活の再建を図るため、人力では撤去が困難な者に限り民有地内の土砂であっても市で撤去します。（ただし、作業着手までに、おおむね2か月程度待つていただくこととなります）

問合せ先：東広島市宅地土砂撤去担当班（082-426-3119）

<海田町>

民有地内であっても、①宅地であること、②土砂等（泥土、砂礫、岩石及び樹木）であること、を満たす場合には、海田町で撤去します。

問合せ先：海田町都市整備課（082-823-9634）

<府中町>

平成30年7月豪雨災害で住家敷地内に堆積した土砂の撤去を自力で行うことが困難な人で、り災証明書が発行されている人は、府中町が業者に委託し、土砂の撤去を行います。

すでに業者に費用を支払って撤去されている場合でも、条件に合う費用について、府中町が負担できる場合があります。

申込先・問合せ先：府中町町民生活課安心安全室（082-286-3243）

<呉市>

全壊した家屋及び宅地内に流入した土砂混じりのがれきのうち、一定の要件を満たすものは、民有地内であっても、市が撤去します。現地調査を行い、撤去可能な箇所から、順次、作業に着手していきます。

○申込・お問い合わせ

家屋・がれき撤去班（本庁舎7階） 0823-25-5715

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を含む。）

また、市が撤去を始める前に、全壊した家屋や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきをご本人が業者に費用を払って撤去されている場合でも、一定の要件を満たしている場合は、必要と認められる経費について、市が費用を負担する場合があります。



住まいのこと

<熊野町>

土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た土砂等が堆積している地区については、民有地内であっても、①宅地であること、②土砂等（泥土、砂礫、岩石及び樹木）であること、を満たす場合には、熊野町で撤去します。

その他の地区であっても、高齢者、障害者の方で、自力での撤去が困難な方には、熊野町役場にお申し出いただければ対応します。

問合せ先：熊野町都市整備課（082-820-5608）

<竹原市>

全壊家屋のがれき、宅地内の災害ゴミ、宅地内に堆積している土砂等について、早期に生活の再建を図ることや2次災害の防止の観点から、人力では撤去が困難なものに限り、民有地内であっても市が撤去します。

要望後に現地調査を行い、作業準備の調整が整った地区ごとに順次、撤去を行います。作業着手までに、数週間以上かかる場合もあります。

問合せ先：宅地内土砂等撤去担当 電話 0846-22-2291

<三原市>

7月の豪雨災害による全壊家屋等や宅地内に堆積した土砂混じりがれきを所有者の方が撤去された場合（これから撤去される場合も含む。）の負担された費用を助成する予定です（助成の詳細は調整中）。

問合せ先：環境管理課 0848-63-1210

なお、所有者において、諸事情により自らが撤去困難な場合で三原市による撤去を希望される場合は、都市開発課（0848-67-6113）にお問い合わせください。

<坂町>

早期に生活の再建を図るため、全壊した家屋及び土石流や河川の氾濫により、宅地（被災前に現に居住していた家屋が建っていた土地）内に流れ出た流木や岩石が混じった土砂の中で、人力等では撤去や運搬が困難なものに限り、条件が合うものについては民有地内の土砂等であっても町が撤去を行います。

町が撤去を始める前に、全壊した家屋や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきを既にご本人が業者に費用を払って撤去されている場合でも、条件に合う経費については、町が費用を負担する場合があります。（詳細は準備中）



4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

電話：0570-016-100（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）
受付時間：10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）

- ◆ 広島市は、各区役所建築課で被災住宅及び建築物の復旧に関する建築相談に応じています（連絡先は6ページ参照）。混雑する場合がありますので、事前に電話連絡をお願いします。
- ◆ 東広島市は、公益社団法人広島県建築士会と連携して、被災した住まい等に関する相談を受け付けています（問合せ先：082-420-0956（建築指導課））。
- ◆ 呉市は、被災された方の住まい及び建築物に関する相談窓口を設置しています（場所：呉市役所 6階 建築指導課 相談窓口）。相談をスムーズに進めるためには、住宅の図面や被災状況の写真等をご持参ください。

5 人家裏等の荒廃林地の復旧

- ◆ 荒廃した林地の復旧対策及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行う場合に、事業費の一部の支援を受けられる場合があります（支援の対象は、人家や公共施設など複数の施設に被害を与えた荒廃林地の所有者等）。詳しくは、市町にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

6 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「り災証明」の相談窓口は以下のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

市町	部 署	電 話
広島市	各区役所 地域起こし推進課	中区：082-504-2820 東区：082-568-7705 南区：082-250-8935 西区：082-532-1023 安佐南区：082-831-4926 安佐北区：082-819-3905 安芸区：082-821-4905 佐伯区：082-943-9704
呉市	呉市収納課 市民センター	0823-25-3199
竹原市	竹原市税務課	0846-22-7732
三原市	危機管理課 災害対策本部（当分の間）	0848-67-6066 0848-67-6866
尾道市	総務部総務課生活安全係	0848-38-9216
福山市	福山市福祉総務課 各支所保健福祉課等	本庁：084-928-1045 松永：084-930-0410 北部：084-976-8803 東部：084-940-2572 神辺：084-962-5005 沼隈支所：084-980-7704 新市支所：0847-52-5515
府中市	地域福祉課 上下支所総務係	0847-43-7148 0847-62-2111
庄原市	総務部収納課 各支所地域振興室（東城支所 は市民生活室）	0824-73-1145、73-1511



市町	部 署	電 話
東広島市	東広島市総務部総務課 黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支所、安芸津支所	082-420-0907
江田島市	江田島市税務課 江田島・能美・沖美市民センター・三高支所	0823-43-1636
府中町	府中町安心安全室	082-286-3243 (原則、電話で受け付け)
海田町	海田町社会福祉課	082-823-9207
熊野町	熊野町総務課	082-820-5601
坂町	坂町税務住民課	082-820-1503

7 税に関すること

【国税】

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 以下の地域に国税の納税地を有する方については、国税に関する申告等の期限を延長する旨の指定が行われています（申告等の期限の延長の申請が不要です）。

指定地域：広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市
安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署（次のページ参照）にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

名称	電話番号	管轄区域
尾道税務署	0848-22-2131	尾道市、世羅町
海田税務署	082-823-2131	広島市東区のうち馬木町、馬木1～9丁目、 温品町、温品1～8丁目、上温品1～4丁目、 福田町、福田1～8丁目、広島市安芸区、安 芸郡
呉税務署	0823-23-2424	呉市
西条税務署	082-422-2191	東広島市
竹原税務署	0846-22-0485	竹原市、大崎上島町
広島北税務署	082-814-2111	広島市安佐南区 広島市安佐北区の一部 (吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡
広島南税務署	082-253-3281	広島市南区の一部 江田島市
福山税務署	084-922-1350	福山市の一部 (府中税務署管内の地域を除 く。)
府中税務署	0847-45-2570	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町 府 中市、神石郡
三原税務署	0848-62-3131	三原市
吉田税務署	0826-42-0008	広島市安佐北区のうち白木町、安芸高田市

【県税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
西部県税事務所	082-228-2111	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東 広島市、廿日市市、安芸高田市、江 田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
東部県税事務所	084-921-1311	三原市、尾道市、福山市、府中市、 世羅郡、神石郡



【市町村税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

【税についてのご相談】

- ◆ 中国税理士会が、下記のフリーダイヤルで被災者の税金に関する相談に応じています。

電 話：フリーダイヤル 0120-927-370

受付時間：月曜日から金曜日まで 10:00～16:00

8 年金に関すること

- ◆ 日本年金機構は、平成30年7月豪雨により被害を受けられた方から年金給付、国民年金の保険料納付や免除、厚生年金保険の保険料納付やこれらの手続に関する相談を受け付ける「被災者専用フリーダイヤル」を開設しています。

<被災者専用フリーダイヤル>

0120-010-551

[月曜 8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]

年金給付に関する相談：ガイダンス（1）

国民年金の保険料納付、免除等に関する相談：ガイダンス（2）

厚生年金保険の保険料納付、手続き等に関する相談：ガイダンス（3）

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

詳しくは上記フリーダイヤル又はお近くの年金事務所（次のページ参照）でご確認ください。



役所の手続きのこと

名称	電話番号、管轄区域
広島東 年金事務所	(厚生年金等) 電話：082-228-3131 広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡
	(国民年金) 電話：082-228-3131 広島市中区、安佐南区、安佐北区
広島南 年金事務所	(国民年金) 電話：082-253-7710 管轄エリア：広島市東区、南区、安芸区、江田島市、安芸郡
福山 年金事務所	電話：084-924-2181 管轄エリア：福山市
呉 年金事務所	電話：0823-22-1691 管轄エリア：呉市、竹原市、東広島市
三原 年金事務所	電話：0848-63-4111 管轄エリア：三原市、尾道市、豊田郡、世羅郡
三次 年金事務所	電話：0824-62-3107 管轄エリア：三次市、庄原市、安芸高田市
備後府中 年金事務所	電話：0847-41-7421 管轄エリア：府中市、神石郡

9 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。広島法務局にお問い合わせください。

電 話：082-228-5741

受付時間：平日8:30～17:15

10 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

広島県運転免許センター	082-228-0110	広島市佐伯区石内南3-1-1
広島県東部運転免許センター		福山市瀬戸町山北5-4番地2



11 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きする必要があります。

なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問合せ下さい。

名称	電話番号	管轄区域
広島運輸支局	050-5540-2068	広島県（福山自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
福山自動車検査登録事務所	050-5540-2069	広島県のうち尾道市、福山市、三原市、府中市、竹原市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

（注）ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

- ◆ 軽自動車の廃車手続きについては、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域
軽自動車検査協会 広島主管事務所	050-3816-3080	広島県（福山自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
軽自動車検査協会 広島主管事務所 福山支所	050-3816-3081	広島県のうち尾道市、福山市、三原市、府中市、竹原市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

軽自動車検査協会ホームページ「Q & A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。
- ◆ 被災者生活再建支援法の適用区域で、被災により廃車する場合は、永久抹消登録の日にかかわらず、自動車重量税は「被災適用日」から還付されます。



役所の手続きのこと

- ◆ 広島県行政書士会は、今回の災害における被災自動車についてのご相談を受け付けています（8月10日（金）まで）。

電話：082-249-2480

受付時間：平日9:00～16:00

12 車検証の有効期間の伸長

- ◆ 下記の市町に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月19日までの車両について、平成30年8月20日まで自動車検査証の有効期間が伸びます（軽自動車含む）。

対象地域：広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

13 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。



◆ 電話

各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

N T T 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	（局番なし）151（通話料無料）
	一般電話などから	0120-800-000（通話料無料）
a u	a u 携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0077-7-111（通話料無料）
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0800-919-0157（通話料無料）

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月及び8月分の受信料が免除になります。

詳しくは N H K（0570-077-077 9:00～20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

- ◆ 中国電力では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。最寄りの中国電力セールスセンターにお申し込みください。



お金のこと

14 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、生活再建支援法の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

※③について、現時点で平成30年7月豪雨に関しての適用はありません。

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。



15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。
 - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
 - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円
- ◆ 広島県においても住宅が被害を受けられ方に災害見舞金を支給しています。
 - ・ 住家の全壊世帯 30万円
 - ・ 住家の半壊世帯 10万円
- ◆ また、お住まいの市町から災害見舞金等が支給される場合があります。
- ◆ 上記の災害弔慰金、災害見舞金について、詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

16 日本財団の弔慰金

- ◆ 今回の災害で亡くなられた方のご遺族を対象に、日本財団が弔慰金を支給しています。

受付期間	平成30年7月24日～9月28日（金）
金額	亡くなられた方お一人につき10万円
申請できる方	H30年7月豪雨で死亡された方（関連死含む）のご遺族（3親等以内）

- ◆ 詳しくは、日本財団経営企画部弔慰金担当（03-6229-5282）までご相談ください。



17 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

18 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金（特例貸付）】

- ◆ 平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付が行われます。原則として、一世帯につき一回限り10万円（一定の要件を満たす場合には20万円）以内とされています。
- ◆ 据置期間は貸付の日から1年以内、償還期限は、その後2年以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。



19 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。

詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

20 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

21 雇用保険に関する特別措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。

- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。



お金のこと

詳しくは、最寄りのハローワークまたは広島労働局所業安定部職業安定課（082-502-7831）にお問い合わせください。

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
広島	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル	082-223-8609	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区（杉並 台、湯来町を除く）
広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609	東広島市
竹原	竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609	竹原市、豊田郡
呉	呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609	呉市、江田島市
尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609	尾道市、世羅郡
福山	福山市東桜町 3-12	084-923-8609	福山市
三原	三原市館町 1-6-10	0848-64-8609	三原市
三次	三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609	三次市
安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605	安芸高田市
庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197	庄原市
可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609	広島市のうち安佐北区、山 県郡
府中	府中市府中町 188-2	0847-43-8609	府中市、神石郡
広島東	広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、 安芸区、安芸郡
廿日市	廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609	廿日市市、広島市佐伯区の うち杉並台、湯来町
大竹	大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609	大竹市

22 労災保険給付

- ◆ 事業場に雇用される労働者が「工作中」や「通勤中」に被災された場合、労災保険給付が受けられます。
- ◆ 労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。

詳細は最寄りの労働基準監督署又は広島労働局労働基準部労災補償課（Tel082-221-9245）までお問い合わせください。



23 損害保険

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター（受付時間 9：15～17：00 ナビダイヤル0570-022-808）
（IP電話からは082-553-5201）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・国内損害保険会社との契約に関する問合せ（受付時間 平日9:15～17:00）
0120-501-331（IP電話からは03-6836-1003）
- ・外国損害保険会社との契約に関する問合せ（受付時間 平日9:00～17:00）
03-5425-7850

24 生命保険の契約内容

◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950



お金のこと

25 金融庁相談ダイヤル

- ◆ 「手元に通帳・カードが無い」「借入れに関して相談したい」など、金融機関等とのお取引に関することでお悩みのときはご相談ください。

・金融庁相談ダイヤル 0120-156-811（IP電話からは03-5251-6813）
（受付：平日10:00～17:00）

- ◆ 災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。
詳しくは、各金融機関の窓口でお問合せください。

26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。



27 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、国保は市町）、各医療機関にお問い合わせください。

- ◆ 災害救助法の適用市町の住民の方で、適用市町の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、下記①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります（平成30年10月末まで）。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号	受付時間
平成 30 年 7 月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル	0120-202-518	平日 10:00～17:00
平成 30 年 7 月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル	0120-401-281	月・水・金 13:00～17:00 (祝日を除く)
こころの電話 (広島県精神保健福祉協会)	082-892-9090	月、水、金 9 時～12 時 13 時～16 時 30 分
精神保健福祉相談 (広島市)	082-245-7731	月～金 8:30～17:00
広島いのちの電話	082-221-4343	24 時間年中無休
広島大学こころの相談室	082-424-6779	月～木 10 時～16 時 金 10 時～12 時 30 分

- ◆ 広島県助産師会は、妊婦や赤ちゃんの心身ケアについての電話相談を行っています。

連絡先：たから助産院 電話：082-870-8006（午前10：00～午後5：00）

電話：082-870-8007（午後5：00～翌午前10：00）

- ◆ 広島県薬剤師会は被災者の方のお薬についてのご相談に応じています。

連絡先 082-545-1193（平日午前10：00～正午、午後1：00～3：00）



29 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
広島支店	082-244-2231	082-247-9151
尾道支店	0848-22-6111	
福山支店	084-922-6550	
呉支店	0823-24-2600	

【広島県信用保証協会】 082-228-5501

【商工組合中央金庫】 広島支店 082-248-1151
 広島西部支店 082-277-5421
 福山支店 084-922-6830

【広島県商工会連合会】 082-247-0221

【広島県中小企業団体中央会】 082-228-0926

【中小企業庁】 広島県よろず支援拠点 082-240-7706

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 中国本部 082-502-6300

【中国経済産業局 産業部 中小企業課】 082-224-5661



事業者の方へ

30 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

- ◆ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードを紛失された場合には、広島法務局までお問合せください。

電話：082-228-3422

受付時間：平日8:30～17:15

31 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度

【労働保険】

① 申告・納付期限の延長

対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、平成30年度に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続きや、納付についての期限が延長されます。

対象地域：広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町

② 納付の猶予

今回の災害により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

詳しくは広島労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【厚生年金保険料】

① 納付期限の延長

上記の対象地域に、所在地を有する事業所等については、平成30年7月5日以降に到来する厚生年金保険料等の納付期限が延長されています。

② 納付の猶予

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請により、納付の猶予を受けることができます場合があります。

詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。



32 雇用調整助成金の特例

- ◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。

詳しくは、事業所を管轄するハローワーク（ハローワーク広島および広島東の管轄事業所については広島労働局職業安定部職業対策課（082-502-7832））までお問い合わせください。

33 農林漁業関係の災害復興

- ◆ 農林水産省相談窓口

中国四国農政局広島県拠点 電話：082-228-9676

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。

日本政策金融公庫 広島支店	082-249-9152
広島県信用農業協同組合連合会	082-248-9515
広島県信用漁業協同組合連合会 審査部	082-247-2301

- ◆ 農林水産省では、下記のホームページで農林水産関係被害への支援対策を整理・公表しています。

http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/shien_taisaku.html



- ◆ 広島県の各農林水産事務所でも農林水産業施設災害復旧事業、造林事業等の支援について相談に応じています。



そのほかの情報

34 行方不明者相談ダイヤル

- ◆ 広島県内における大雨被害の発生に伴い「被災地区に居住する方と連絡が取れない。」などの問い合わせに対応しています。

☎082-228-1109

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

35 消費生活相談窓口

- ◆ 国民生活センターでは、今回の災害の被災地域及び被災者の方を対象として「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、広島県内からつながる下記のフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けています。

【相談特設番号】 フリーダイヤル 0120-7934-48

【相談受付時間】 10時～16時（土曜日曜祝日含む）

※ 050から始まるIP電話からはお受けできませんので、03-5793-4110（有料）で対応します。



36 法律相談等の窓口

【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、被災者の方を対象とした無料法律相談を行っています。弁護士・司法書士による面談での相談は最寄りの法テラスにご連絡ください。

法テラス広島 電話：050-3383-5485

- ◆ 災害に関する法的問題の解決に役立つ制度や相談窓口の情報提供については、下記のフリーダイヤルにお問合せください。

電話：0120-078309 おなやみレスキュー

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

【広島弁護士会】

- ◆ 広島弁護士会では、今回の災害に関連する無料の法律相談を実施しています（8月31日まで）。住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関する事など、このたびの被災に関する相談に広島弁護士会の弁護士がお答えします。

電話番号：082-502-0612

日時：土日祝日を含め毎日 午後0時～午後4時

【広島司法書士会】

- ◆ 広島司法書士会総合相談センターでは、毎週月曜日から金曜日の12時から15時まで電話相談を実施しております。

電話番号：082-511-7196

また、面談による無料相談も実施しております。電話相談にてご予約ください。



そのほかの情報

37 外国人の方への情報提供

- ◆ ひろしま国際センターでは、災害関連情報を翻訳し、ホームページやフェイスブックで提供しています。

ひろしま国際センターホームページ：<http://hiroshima-ic.or.jp/>

また、下記の窓口で外国人のみなさんの相談を受け付けています（英語、韓国語、フィリピン語で相談することができます）。

電話窓口：0120-783-806（携帯電話、スマートフォンからは、082-541-3888）

受付時間：毎週木曜日10:00～12:00、13:00～16:00

- ◆ 広島市にお住まいの方は、公益財団法人 広島平和文化センターでも外国人市民の生活相談を受け付けています。

電話：082-241-5010

受付時間：平日9:00～16:00（8月6日を除く）

38 広島県社会保険労務士会の相談窓口

- ◆ 広島県社会保険労務士会は、今回の豪雨災害に対応する相談窓口を設置しています。豪雨被害による休業・解雇・賃金支払について、雇用保険の取扱いについて、人的被害に関する労災・傷病手当・年金受給についてなどの相談に対応しています。

電話：082-212-4481

受付時間：10:00～16:00（9月30日まで）



39 発達障害のある方への支援

- ◆ 発達障害のある方とそのご家族を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談・支援を行っています。

センター名	電話番号	受付時間
【広島市以外にお住まいの方】 広島県発達障害者支援センター (社会福祉法人つつじ)	082-490-3455	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝祭日、年末年始を除く。)
【広島市にお住まいの方】 広島市発達障害者支援センター	082-568-7328	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日、8月6日、 12月29日から1月3日を除く)

40 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。

41 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

市町	受付窓口	連絡先
広島市	広島市動物管理センター	082-243-6058
呉市	呉市動物愛護センター	0823-70-3711
福山市	福山市動物愛護センター	084-970-1201
その他の市町	広島県動物愛護センター	0848-86-6511



42 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成 29 年 9 月 8 日）。
調査においては、
 - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
 - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であることとされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。
 - http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）
TEL：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。
 - <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8F
TEL：03-6268-8544

- 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。
 - http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
TEL：03-5521-8358（内線 6825）